

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則

北海道公安委員会規則第16号

平成21年12月4日

改正 平成24年3月30日公安委員会規則第3号、30年6月1日第5号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則
(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症の診断について、特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

第2条 医師の指定を行ったときは、その氏名並びに勤務する病院等の名称及び所在地を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規則第5号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。